平成３０年（フ）第２０号
栃木県那須塩原市豊浦12番地134
債務者　森　スミ子
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第２０６２号
大阪市住之江区御崎６丁目５番17―306号
債務者　入鹿　貴大
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第10地割１番地35、旧住所岩手県宮古市南町４番７号
債務者　藤原　伸一
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月13日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成３０年（フ）第８８３号
横浜市瀬谷区二ツ橋町56番地５
債務者　鈴木　正美
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５２号
栃木県栃木市藤岡町藤岡3746番地１、従前の住所栃木県栃木市藤岡町大前1240番地１
債務者　酒井匡四郎
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成３０年（フ）第１０２号
福岡県大牟田市大字吉野1456番地１、開始決定時の住民票上の住所福岡県春日市松ヶ丘１丁目49番地
破産者　Ｆｌｏｗｅｒソーイングこと　辻　可奈子
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第９１０号
広島市東区牛田早稲田１丁目７番１号
破産者　有限会社印章工房ゆい
1　決定年月日　平成30年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４１３号
東京都中央区日本橋兜町５番１号、旧本店所在地東京都渋谷区恵比寿西２丁目19番９号
破産者　クロスフェイスホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成30年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第９８号
岡山県真庭市中河内1904番地４
破産者　岡本　　貢
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１１号
島根県益田市中島町ロ157番地１（Ⅱ―201）、前住所島根県益田市赤城町17番１号
破産者　柳楽　　薫
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第１２３号
岡山県倉敷市新田3021番地41、開始決定時の住所岡山県倉敷市新田2987番地３
破産者　和田　英二
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１６９８号
札幌市東区北46条東10丁目３番２号
破産者　依田　剛明
1　決定年月日　平成30年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２９号
仙台市泉区みずほ台12番地の２　プルミエール泉313
破産者　沼田　由佳（旧姓小山）
1　決定年月日　平成30年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２０７号
横浜市港北区日吉本町２丁目52番19―605号
破産者　川越　健太
1　決定年月日　平成30年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０２号
静岡県富士市伝法2320番地の２
破産者　小岱　奏絵
1　決定年月日　平成30年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第９０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁1075番地２
破産者　百田　貴之
1　決定年月日　平成30年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部